

中国における金融制度改革と時価会計導入に関する研究

Research on the Financial System Reform and Current-Value-Accounting Introduction in China

神奈川大学大学院 経営学研究科
国際経営専攻 博士前期課程

李 敬 風

要 旨

1998年に朱熔基総理が行政改革、国有企業改革、金融制度改革の「三大改革」を公約に掲げて以来、中国の改革は新たな段階に入った。行政改革は地方や農村部においても現在進行中であるし、国有企業は2000年12月までに大中型赤字国有企業の6割以上が困難から脱却したという。金融制度改革にしても不良債権処理のための資産管理機構（AMC）の設立をはじめ、証券市場の整備や拡大、農村信用合作社の整理など、大きく前進を見せている。

しかし、そうした国有企業や金融制度の改革が順調に進み、十分国際競争力を持ったものになったかといえば「日暮れて道遠し」の感さえある。WTO加盟が2001年に正式に決まり、いまや待ったなしの改革を中国は突きつけられているといえよう。

90年代に入り、「社会主義市場経済」のもとで市場経済化が一層進むにつれて中国経済は新たな様相を見せようとしている。それはさまざまな面で見られるが、一つの重要な側面はそれまでの実物経済から貨幣経済へ、財政から金融へと経済の性格が変わってきたことである。金融制度と国有企業体制とは不分不離の関係にあるが、1) 国有企業の改革（主として実物面での改革）はますます金融制度改革に頼るようになってきており、2) 中国の経済発展はますます金融発展（financial development）に促されてきており、金融の量的拡大ばかりではなく、金融諸制度の拡充と質的改善こそが今後の経済発展にとってきわめて重要な要因となってきたように思われる。

会計の面からみると、外国投資企業の会計制度は、2002年1月1日から大幅に改正された。1992年7月1日から執行されていた外国投資企業会計制度は2001年12月31日までの適用とされ、2002

年からは適用されなくなり、すでに廃止された。2002年1月1日からは外国投資企業は「企業会計制度」が適用となる。

中国の企業会計制度は外国投資企業と株式会社に対する企業会計制度とその他の中国企業に対する業種別会計制度の二本立てとなる。2000年12月に発布された「企業会計制度」は、もともと全ての企業・会社に対する統一的な会計制度で、この規定の中には外国投資企業に対する規定も織込み済みのものであったが、2001年度は適用から除外されていたものである。

中国の会計制度には、これらの企業会計制度のほか企業会計準則がある。企業会計準則は2002年1月現在までで16個の具体会計準則が発表されているが、2001年1月に「企業会計制度」が執行された時には、13個の具体会計準則が公表された。「企業会計制度」は、これらの13個の具体会計準則を踏まえて制定されたものである。

具体会計準則は、国際会計基準等をベースに作成されており、中国の会計制度を国際レベルに引き上げるためのものである。13個の具体会計準則には、以下のとおりである。関連当事者、キャッシュ・フロー計算書、後発事象、債務再編、収入、投資、建造契約、会計方針等、非貨幣性取引、偶発事象、無形資産、借入費用、リースである。したがって、「企業会計制度」には原則として、これらの会計基準が全て含まれている。

さらに、中国の企業会計及びディスクロージャーは、海外の投資者から財務情報等の企業情報の同質性や企業間の比較可能性が求められている。また中国の金融証券市場を活性化するためには、各国の市場と公正な競争が行えるように、法律や会計をグローバル・スタンダードといわれるものに変えていくことが必要になってきた。時価会計の導入につれて、間違いなく中国の金融機関・企業の経営に大きな影響を与える。

第1章は以上の論点を踏まえて、第1節中国の

金融発展とその内容、第2節中国の金融制度の評価及び第3節中国の金融制度の見通しといった三つの分野から論述することとする。

第2章は中国証券法の運用と課題について研究する。証券監督の強化と違法取引の規制強化、証券法の課題及び中国証券法の運用に直面する問題について研究する。

第3章は、時価会計の意義と背景について述べることとする。時価会計とは（時価主義会計ともいう）、期間損益と期末資産額の測定を、時価にもとづいて行う会計上の原則をいうことである。時価会計の対義語が取得原価主義会計である。国際基準での金融商品の時価概念は、認識、測定及び開示段階を通じて、公正価値（Fair value）が採用されている。IAS32において、公正価値とは「知識のある自発的な取引当事者間での第三者取引において、資産であれば交換、負債であれば決済されるであろう価格」と定義されている。この公正価格の特徴は、(1) 市場価格よりも広い概念であることと (2) 強制、清算価格ではないことである。

第4章は、中国における時価会計導入について論述することとする。中国の会計ビクバンと不良債権処理の問題を考察する。経済改革開放後、中国財政部は経済体制改革と対外開放政策の進展に伴い一連の会計改革を行ってきた。1992年に「外国投資企業会計制度」が実施されたが、93年には、「企業会計準則」の基本準則ならびに「業種別会計制度」が実施された。これにより、中国の会計処理モデルの抜本的な転換が実現し、社会主義市場経済のニーズにかなった会計処理の規範体系の基礎ができあがった。

以上のように、本論文の研究目的と内容についてまとめた。